



災害関係トラブルQ&A

法テラス八雲法律事務所 弁護士 椎谷 玲香

(函館弁護士会所属)



■この夏は北海道でも猛暑が続き、豪雨災害にも見舞われました。そこで、今回は、災害関係のトラブルについてご紹介します。

■災害関係トラブルQ&A

Q. 地震により、家が倒壊したが、住宅ローンが残っており、家はないのに毎月ローンを支払い続けている状況です。どうしたらよいでしょうか。

A. 原則、自己破産などにより、借金を整理したほうがよいと思われま。その災害が被災ローン減免制度の対象であれば、この制度を使うことで、信用情報に傷をつけず、一定額の貯金を残したまま、借金を整理することができるとあります。一度、弁護士などの専門家にご相談ください。

Q. 親族が亡くなり、相続が生じましたが、その親族の自宅が水害で流失し、重要書類が何も残っていないため、相続関係の申告の手続きが期限内に間に合いません。どうしたらよいでしょうか。

A. 自然災害が原因で申告が遅れる場合には、期限を延長する手続きができる場合があります。お早めに管轄の税務署に相談してみてください。

Q. 長期間留守中の隣家の窓ガラスが、台風で割れました。隣人と連絡はとれず、放置しておくとも雨が降り込んで家財などに被害が生じてしま。そうだったので、好意で修理をしてあげました。事前の承諾はなかったのですが、立て替えた修理費用は、隣人に請求できるのでしょうか。

A. 本人にとって最大限の利益になるやり方であった場合には、本人の事前の了承がなくとも、「事務管理」というものに該当し、請求できることがあります。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-3383)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

不審な電話に注意

八雲警察署管内で、保健所職員をかたる者から、「血液検査の結果、病気にかかっている。」などと偽って、個人情報等を聞き出そうとするような電話がかかってくる事案がありました。

その他、役場などをかたる「還付金詐欺」という手口もあります。少しでも不審な内容があれば、すぐに電話を切って警察署や交番・駐在所へ相談してください。

秋の全国交通安全運動が実施されます

【運動期間】9月21日(火)～30日(木)の10日間

【夕暮れ時 あなたを守る 反射材】

日没時間が早くなります。外出時は白っぽい服装や反射材を身につけましょう。

【9月30日は「交通死亡事故ゼロを目指す日」です！】

一人一人が交通ルールを正しく守り、思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう。



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110